

04 策定経過

平成
26年

- 4月22日 第1回美幌町総合計画策定本部会議
- 5月16日 第2回美幌町総合計画策定本部会議
- 5月22日 第3回美幌町総合計画策定本部会議
- 6月24日 出前ヒアリング（子育てサークル「わんぱく広場」）
- 7月1日 美幌町HP内に第6期美幌町総合計画HPを開設
- 7月1日 『びほろ』みらいまちづくり会議委員募集（～7月31日迄）
- 7月1日 美幌町民まちづくりアンケート（～7月22日迄）
- 7月1日 町広報（平成26年7月1日号）に、総合計画特集記事掲載
- 7月17日 出前ヒアリング（美幌小学校5年1組、5年2組）
- 7月17日 出前ヒアリング（第6普通科連隊本部管理中隊（陸上自衛隊美幌駐屯地））
- 7月18日 出前ヒアリング（老人憩いの家（いきがいデイサービス））
- 8月1日 美幌町総合計画審議会委員募集（～9月1日迄）
- 9月19日 第4回美幌町総合計画策定本部会議
- 9月24日 第1回『びほろ』みらいまちづくり会議
- 10月1日 第1回美幌町総合計画審議会
- 10月8日 タウンウォッチング（委員による町内施設見学会）
- 10月21日 第5回美幌町総合計画策定本部会議
- 10月22日 第2回『びほろ』みらいまちづくり会議
- 11月12日 第3回『びほろ』みらいまちづくり会議
- 11月21日 第6回美幌町総合計画策定本部会議
- 11月26日 第4回『びほろ』みらいまちづくり会議
- 12月16日 第7回美幌町総合計画策定本部会議

平成
27年

- 1月9日 第8回美幌町総合計画策定本部会議
- 1月14日 第5回『びほろ』みらいまちづくり会議
- 1月28日 第6回『びほろ』みらいまちづくり会議
- 1月30日 第2回美幌町総合計画審議会
- 2月12日 「みんなで考えよう！みらいの『びほろ』」～まちづくりフォーラム～
- 2月25日 第7回『びほろ』みらいまちづくり会議
- 3月11日 第8回『びほろ』みらいまちづくり会議
- 3月25日 第9回『びほろ』みらいまちづくり会議
- 4月8日 第10回『びほろ』みらいまちづくり会議
- 4月15日 第11回『びほろ』みらいまちづくり会議
- 4月20日 第9回美幌町総合計画策定本部会議
- 4月22日 第12回『びほろ』みらいまちづくり会議
- 5月12日 タウンウォッチング（委員による町外施設見学会）
- 5月13日 第13回『びほろ』みらいまちづくり会議

資
料
編

平成
27年

- 5月27日 第14回『びほろ』みらいまちづくり会議
- 6月2日 第3回美幌町総合計画審議会
- 6月10日 第15回『びほろ』みらいまちづくり会議
- 6月24日 第16回『びほろ』みらいまちづくり会議
- 8月10日 第10回美幌町総合計画策定本部会議
- 8月12日 第17回『びほろ』みらいまちづくり会議
第6期美幌町総合計画素案の決定
- 8月25日 第4回美幌町総合計画審議会
第6期美幌町総合計画素案について町長より審議会へ諮問
- 8月31日 第11回美幌町総合計画策定本部会議
- 9月2日 第5回美幌町総合計画審議会
- 9月8日 第6回美幌町総合計画審議会
- 9月18日 第7回美幌町総合計画審議会
- 9月24日 第8回美幌町総合計画審議会
- 9月28日 第9回美幌町総合計画審議会
- 10月15日 第12回美幌町総合計画策定本部会議
- 10月15日 第10回美幌町総合計画審議会
町長へ美幌町第6期総合計画素案に対する答申
- 10月20日 第6期美幌町総合計画（案）に対するパブリックコメントを実施
（～11月19日）
- 12月8日 「第6期美幌町総合計画の基本構想について」美幌町議会に上程
（平成27年第7回美幌町議会定例会）
特別委員会付託
- 12月10日 第1回第6期美幌町総合計画審査特別委員会
- 12月18日 第2回第6期美幌町総合計画審査特別委員会
- 12月25日 第3回第6期美幌町総合計画審査特別委員会

平成
28年

- 1月28日 第4回第6期美幌町総合計画審査特別委員会
- 1月29日 第5回第6期美幌町総合計画審査特別委員会
- 2月4日 第6回第6期美幌町総合計画審査特別委員会
- 2月12日 第7回第6期美幌町総合計画審査特別委員会
- 3月8日 「第6期美幌町総合計画の基本構想について」議決
（平成28年第2回美幌町議会定例会）
特別委員会報告
- 3月8日 第6期美幌町総合計画基本計画決定

第6期美幌町総合計画策定にあたっての町民参加の経過

1 『びほろ』 miraimachiづくり会議

第6期美幌町総合計画の素案を、『びほろ』 miraimachiづくり会議』で策定しました。
『びほろ』 miraimachiづくり会議は、各種団体からの推薦と公募による委員40名で組織し、全17回の議論を行いました。

2 意見聴取

アンケート

①まちづくりアンケート（H26.7実施）

18歳以上の町民の方から2,000人を無作為抽出して、ご協力をお願いしました。
回答数 813人 / 2,000人 40.65%

②中高生アンケート（H26.7実施）

美幌中学校、美幌北中学校、美幌高等学校、各2年生を対象にしたアンケートです。
アンケート実施当日に欠席された方以外全員から提出いただきました。
中学生) 回答数 163人 / 173人 94.22%
高校生) 回答数 144人 / 150人 96.00%

出前ヒアリング

色々な団体に出向き、ご意見を伺って参りました。

- ①H26.6.24 子育てサークル「わんぱく広場」の皆様 11名
子育てに関することから、イベントや地域医療に関する事など、幅広くご意見をいただきました。
- ②H26.7.17 美幌小学校5年1組、5年2組の皆様 計75名
総合計画終了年には22歳を迎える皆様に、「みらいのびほろ」についてご意見をいただきました。
- ③H26.7.17 陸上自衛隊美幌駐屯地の皆様
(美幌隊区第6普通科本部管理中隊) 14名
転勤などで他市町村から来られた隊員の方々から、外からの視点などでまちづくりへのご意見を頂きました。
- ④H26.7.18 老人憩いの家（いきがいデイサービス）利用者の皆様 11名
高齢者福祉に関することから、日頃の不安など率直にご意見を頂きました。

これらアンケートや出前ヒアリングの他、第5期美幌町総合計画の検証結果、美幌町役場職員による提案、更には近年実施したアンケート結果などを分野別にまとめた「美幌町まちづくり白書」を作成しております。

パブリックコメント（意見公募）

- 第6期美幌町総合計画（案）に対し、パブリックコメント手続きを実施しました。
- ・平成27年10月20日（火）～平成27年11月19日（木）
 - ・1件6項目のご意見をいただきました。

05 諮 問・答 申

諮 問

平成 27 年 8 月 25 日

美幌町総合計画審議会

会長 若 林 輝 彦 様

美幌町長 土 谷 耕 治

第 6 期美幌町総合計画について（諮問）

本町の歴史は、明治 20 年 7 月、美幌外 5 カ村戸長役場の設置に始まり、130 年を迎えようとしております。町の最上位計画として、昭和 41 年度を初年度とする第 1 期美幌町総合計画以来 5 期にわたり策定し、これに基づき総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。

この間、平成 23 年度の地方分権改革に伴う地方自治法の改正により、総合計画を策定するという法律上の義務はなくなりましたが、本町ではまちの憲法とも言われる美幌町自治基本条例で総合計画の策定を義務づけました。美幌町自治基本条例では、町民主体のまちづくりを進めることを基本としており、第 6 期美幌町総合計画の策定にあたっては、町民 40 名からなる『びほろ』みらいまちづくり会議において議論し、策定を進めてきたところです。

先代から引き継いだ地域の資源や環境を大切に守りながら、地域の力としていくとともに、人の輪や交流を今まで以上に大切にし、「人が育つ」「人が中心」のまちづくりを進め、次世代・未来へと夢が持てるまちを目指して、第 6 期美幌町総合計画基本構想及び基本計画素案を別冊のとおり取りまとめましたので、美幌町附属機関に関する条例第 2 条の規定により、諮問いたします。

答 申

平成 27 年 10 月 15 日

美幌町長 土 谷 耕 治 様

美幌町総合計画審議会
若 林 輝 彦

第 6 期美幌町総合計画（素案）の答申について

平成 27 年 8 月 25 日付けで諮問のあった第 6 期美幌町総合計画基本構想及び基本計画素案について慎重に審議した結果、概ね妥当であると判断しますが、下記の意見を付した上で答申します。

記

【基本構想】

第 6 期美幌町総合計画の策定にあたっては、平成 23 年度に施行された美幌町自治基本条例制定後にはじめて策定される計画であり、各種アンケートや町民 40 名からなる『びほろ』みらいまちづくり会議での素案策定など、町民主体で作られてきました。引き続き町民の声に耳を傾け、町の将来像である「ひとがつながる、みらいへつなげる ここにしかないまちびほろ」の実現に向け努力していただきたいと思えます。

【基本計画】

- 1 コミュニティ組織や人材の育成については、自治会連合会などのコミュニティ組織と連携を図り、官民一体となって取り組んでいただきたい。
- 2 航空路線の充実について、2016 年開通予定の北海道新幹線の開業により来道者数の増加が見込まれるので、北海道内のアクセス強化を意識した要望に努めていただきたい。
- 3 子育て世代への支援のうち医療費の軽減については、国や道への要望のほか、町としても更なる支援に取り組んでいただきたい。
- 4 道の駅の整備については、魅力ある施設づくりを目指していただきたい。
- 5 空き家対策については、利活用も含めて検討していただきたい。
- 6 町指定文化財について、教育などを通じて広く町民に周知することに取り組んでいただきたい。

以 上

06 議会への提案、議決等

【提案：平成27年美幌町議会第7回定例会】

議案第74号

第6期美幌町総合計画の基本構想について

美幌町自治基本条例（平成23年美幌町条例第8号）第36条の規定により、第6期美幌町総合計画の基本構想を別冊のとおり定めるものとする。

平成27年12月8日提出

美幌町長 土谷 耕治

第6期美幌町総合計画審査
特別委員会付託

平成27年12月10日

美幌町議会議長 大原 昇

【委員会報告・議決：平成28年第2回美幌町議会定例会】

議案第74号 第6期美幌町総合計画の基本構想について

平成27年第7回美幌町議会定例会において第6期美幌町総合計画審査特別委員会に付託した上記事件について、美幌町議会会議規則第77条の規定により、別紙のとおり審査結果報告書の提出があったので、これを付議する。

平成28年3月8日

美幌町議会議長 大原 昇

原案可決

平成28年3月8日

美幌町議会議長 大原 昇

第6期美幌町総合計画審査特別委員会審査結果報告書

平成27年第7回美幌町議会定例会において付託された事件について、審査の結果を美幌町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告します。

平成28年2月12日

美幌町議会 第6期美幌町総合計画審査特別委員会
委員長 吉住 博幸

美幌町議会議長 大原 昇様

記

1 事件名

議案第74号 第6期美幌町総合計画の基本構想について

2 審査の経過

平成27年12月10日、12月18日、12月25日

平成28年1月28日、1月29日、2月4日、2月12日

3 審査の結果

第6期美幌町総合計画の基本構想について、慎重に審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定した。

4 少数意見の留保

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

【第6期美幌町総合計画審査特別委員会】（敬称略）

委員長 吉住博幸	委員 坂田美栄子	委員 上杉晃央
副委員長 橋本博之	委員 古館繁夫	委員 中嶋すみ江
	委員 岡本美代子	委員 高橋秀明
	委員 大江道男	委員 戸澤義典
	委員 新鞍峯雄	委員 稲垣淳一
	委員 早瀬仁志	

07 条例・要綱

第6期美幌町総合計画策定要綱

（平成26年5月16日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、美幌町自治基本条例（平成23年美幌町条例第8号）第36条の規定に基づき、平成28年度を初年度とする第6期美幌町総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 第6期美幌町総合計画は、基本構想及び基本計画をもって構成し、付帯資料として実施計画を備える。

2 基本構想、基本計画及び実施計画の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 基本構想 将来に向けての地域づくりの基本理念と目指すべき将来像を示し、それを実現するための政策の大綱を定めたものであり、基本計画及び実施計画の基礎となるものをいう。
- (2) 基本計画 基本構想で示された政策に基づき各部門ごとに実施する具体的な施策を示したもので、整合性及び網羅性を持った計画をいう。
- (3) 実施計画 基本計画で示された施策の基本事業で構成された計画をいう。

（期間）

第3条 基本構想は、平成28年度を初年度として、平成38年度を最終年度とする。

2 基本計画は、前期、中期及び後期に分け、前期を3年計画、中期及び後期をそれぞれ4年計画とする。

3 実施計画は、3年計画とし、毎年見直しを行うローリング方式とする。

（町民参加）

第4条 行政は、第6期美幌町総合計画に広範な町民の意見を反映するため、町民アンケートの実施、町民会議の設置等、基本構想及び基本計画を策定する過程における町民参加を促進しなければならない。

（組織）

第5条 第6期美幌町総合計画の策定に際しては、次の各号に掲げる組織を設置する。

- (1) 「びほろ」みらいまちづくり会議 町民及び行政で構成する会議で、総合計画の策定に係る基本的な事項を協議するもの
- (2) 第6期美幌町総合計画策定本部会議 副町長、教育長及び部長（美幌町部設置条例（昭和42年美幌町条例第21号）第1条に規定する部の長をいう。）等で構成する会議で、総合計画の策定に係る基本方針等を協議するもの
- (3) 美幌町総合計画審議会 美幌町附属機関に関する条例（平成25年美幌町条例第6号）別表に規定する会議で、町長の諮問に応じ、美幌町総合計画について審議し、又は意見を述べるもの

（議決）

第6条 基本構想にあつては、別に条例で定めるところにより、町議会の議決を経るものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合計画の策定に際し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

美幌町附属機関に関する条例

(平成 25 年 3 月 19 日美幌町条例第 6 号)

(設置)

第 1 条 法律又はこれに基づく政令に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、別表のとおり本町に執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる所掌事項について審査、審議等を行うものとする。

(組織及び構成)

第 3 条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

(臨時委員及び専門委員)

第 4 条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時委員若干人を置くことができる。

2 専門の事項を調査させるため必要があるときは、附属機関に専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、その特別の事項について学識経験又は密接な関係を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

4 専門委員は、その専門の事項について学識経験を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

5 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了した時は、解嘱されるものとする。

6 専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了した時は、解嘱されるものとする。

(美幌町総合計画審議会の参与)

第 5 条 美幌町総合計画審議会に、必要に応じて参与若干人を置くことができる。

2 参与は、町長が委嘱する。

3 参与は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、それぞれ別表に掲げる期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(会長等)

第 7 条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置くことができる。

2 会長等及び副会長等の選任については、それぞれ別表に掲げる方法により選任するものとする。

3 会長等は、当該附属機関の会務を総理する。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

(会議)

第 8 条 会議は、会長等が招集する。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱された場合又は新たに附属機関が設置された場合において最初に会議を開くときは、執行機関が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 附属機関は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議には、関係職員が出席し、説明を行い、及び意見を述べることができる。

(部会)

第 9 条 附属機関は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長等が指名する委員、臨時委員及び専門委員（以下この条において「委員等」という。）をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員等の互選によってこれを定める。

4 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(秘密の保持)

第10条 委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第11条 附属機関の庶務は、それぞれ別表に掲げる主管部局において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第12条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、条例で別に定める。

(美幌町情報公開・個人情報保護審査会の調査権限等)

第13条 美幌町情報公開・個人情報保護審査会（以下この条において「審査会」という。）は、美幌町情報公開条例（平成12年美幌町条例第4号。以下この条及び附則第11項において「情報公開条例」という。）第18条又は美幌町個人情報保護条例（平成17年美幌町条例第29号。以下この条及び附則第11項において「個人情報保護条例」という。）第34条の規定により諮問された不服申立事案を審査するため必要があると認めるときは、情報公開条例第2条第1号又は個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関（以下この条において「実施機関」という。）に対し、当該不服申立事案に係る公文書又は保有個人情報の提出を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提出された情報の公開を請求することができない。

- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、不服申立事案を審査するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立事案に関し、不服申立人、参加人又は実施機関（以下この条において「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知り得ている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。
- 5 不服申立人等は、審査会に対して、口頭により意見を陳述し、又は意見書若しくは資料を提出することができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 不服申立人等は、審査会が前項の規定による意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。
- 7 審査会の委員は、自己又はその親族からの不服申し立てに係る審査の議事に加わることはできない。
- 8 審査会は、情報公開条例第18条に規定する不服申立事案に係る答申をしたときは、その答申の内容を公表しなければならない。

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

<制定附則以下略>

別表（第1条、第2条、第3条、第6条、第7条、第11条関係）<抜粋>

設置	附属機関名 (設置根拠法令及び関係条例)	所掌事項	定数	構成	任期	組織及び 選任方法	主管部局
町長	美幌町総合計画審議会	・町長の諮問に応じ、美幌町総合計画及び国土利用美幌町計画について審議し意見を述べること	25人以内	・自治について識見を有する者	2年	会長 副会長 委員 ※委員の互選	総務部

「びほろ」みらいまちづくり会議設置要綱

(平成26年6月16日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、美幌町第6期総合計画の策定に関し、町民が主体的に参画するために設置する「びほろ」みらいまちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 まちづくり会議は、委員40人以内で組織し、その委員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 美幌町自治基本条例（平成23年美幌町条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する町民
- (2) 町行政の協力者として各界から推薦を受けた者及び地域づくり団体等から推薦を受けた者並びに公募により申込みがあった者

(所掌事項)

第3条 まちづくり会議は、次に掲げる事項について調査審議し、かつ、調整するものとする。

- (1) 美幌町第6期総合計画基本構想（案）
- (2) 美幌町第6期総合計画基本計画（案）
- (3) その他美幌町第6期総合計画の策定に必要な事項

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から前条に定める事項の調査審議等が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 まちづくり会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、まちづくり会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 まちづくり会議に、オブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、副町長、教育長及び美幌町職員の管理職手当支給に関する規則第2条において規定する別表第1及び第2の職員（病院事務長及び総務主幹以外の病院事業の職員を除く。）並びに美幌・津別広域事務組合事務局規則（平成3年美幌・津別広域事務組合規則第1号）第3条に規定する事務局の局長並びに課長とする。
- 3 前項に掲げる者のほか、必要に応じて関係する職員がオブザーバーとして出席することができる。
- 4 オブザーバーは、会議に出席し、会長の求めに応じて必要な意見を述べることができる。

(招集)

第7条 まちづくり会議は、会長が招集する。

(参考人の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、まちづくり会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第9条 まちづくり会議は、条例第11条の規定により会議を原則公開とする。

(部会)

第10条 まちづくり会議は、次に掲げる部会を設置するものとする。

- (1) 総務部会
- (2) 民生部会
- (3) 経済部会
- (4) 建設部会
- (5) 教育部会

- 2 部会員は、委員の中から会長が指名する。
- 3 各部に部会長及び副部会長を置く。
- 4 第5条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は無償とする。

(事務局)

第12条 まちづくり会議に関する事務は、総務部まちづくりグループにおいて行う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、まちづくり会議の運営に関し必要な事項は、会長がまちづくり会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月16日から施行する。

第6期美幌町総合計画策定本部会議設置要綱

平成26年4月22日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、第6期美幌町総合計画の策定に関し、基本方針等を協議するために設置する第6期美幌町総合計画策定本部会議（以下「本部会議」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 本部会議は、副町長、教育長及び部長（美幌町部設置条例（昭和42年美幌町条例第21号）第1条に規定する部の長をいう。）、議会議務局長、教育委員会教育部長、病院事務長、会計管理者、美幌・津別広域事務組合事務局長、選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長並びに総務部において総務及び財務に関することをそれぞれ担当する主幹で構成する。

- 2 前項に掲げる構成員のほか、必要に応じ関係する職員を出席させることができる。

(所掌事務)

第3条 本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画策定に伴う基本方針の協議及び決定
 - (2) 基本構想及び基本計画素案の協議及び決定
 - (3) 各種調査分析結果の協議及び確認
 - (4) その他、総合計画策定に際し必要な事案に係る協議、確認及び決定
- (本部長及び副本部長)

第4条 本部会議に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長を副町長とし、副本部長を教育長とする。
- 3 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、副本部長が本部長の職務を行う。
- 4 本部長及び副本部長とともに事故があるときは、総務部長が本部長の職務を行う。

(招集)

第5条 本部会議は、本部長が招集する。

(事務局)

第6条 本部会議に関する事務は、総務部まちづくりグループにおいて行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

08 各種委員名簿（敬称略）

第6期美幌町総合計画審議会（任期：平成26年10月1日～平成28年9月30日）

部会名	氏名	所属団体等	備考
会長	若林輝彦	美幌商工会議所会頭	
副会長	平田美木男	美幌町自治会連合会会長	
委員	清野政彦	美幌町農業協同組合代表理事組合長	
	観野壽雄	美幌町森林組合代表理事組合長	平成27年6月2日～
	三坂重弘	美幌観光物産協会会長	
	森暉夫	美幌町社会福祉協議会会長	
	工藤康生	美幌医師会会長	
	宮田博行	美幌建設業協会会長	
	早田真二	美幌町社会教育委員委員長	
	旭珪子	美幌町自治推進委員会	平成27年5月1日～
	西島美智子	一般公募	
	大関和子	一般公募	
	小寺敏隆	美幌町森林組合代表理事組合長	～平成27年6月1日
稲垣淳一	美幌町自治推進委員会	～平成27年4月30日	

『びほろ』みらいまちづくり会議（任期：平成26年9月24日～平成28年3月31日）

会長 菅野隆秋 副会長 白石さよ

部会名	役職	氏名	所属団体等	備考
総務部会		志布純子	美幌町男女参画プラン推進協議会	
		加藤千鶴子	美幌町行政改革推進委員会	
		池野本央	NPO法人 元気プロジェクト	
		疋田憲子	美幌町自治推進委員会	
	部会長	栗崎邦雄	美幌町暴力追放推進協議会	
		川越和美	一般公募	
	副部会長	佐々木淳年	一般公募	
民生部会		浅倉順三	美幌町児童民生委員協議会	
		影山順一	美幌町身体障害者福祉協会	
		菅野隆秋	美幌町保健医療福祉ネットワーク推進委員会	
	副部会長	大槻薫	社会福祉法人恵和福祉会特別養護老人ホーム緑の苑	
		小國柑奈	美幌町社会福祉協議会	
	部会長	宮上憲之	社会福祉法人北海道療育園 美幌療育病院	
		李師美和子	美幌町ボランティア連絡協議会	
経済部会		大屋充	一般公募	
		砂原泉	一般公募	
		白石さよ	美幌消費者協会	
	副部会長	信太真人	美幌観光物産協会	
		城裕幸	美幌町農業協同組合	
	部会長	佐藤正明	美幌地区農業士会美幌支部	
		中川英保	美幌商工会議所青年部	
		阿閉秀行	美幌町森林組合	
	林智一	美幌地区連合会		
	太田薫	一般公募		

部会名	役職	氏名	所属団体等	備考
建設部会		大沼 泰	美幌商工会議所青年部	
	部会長	中川 寿一	美幌建設業協会	
	副部会長	山岸 一行	北海道建築士会美幌支部	
		久山 武徳	美幌町連合商店会	
		渡辺 齊	美幌町都市計画審議会	平成27年4月1日～
		高田 浩彰	一般公募	
		宮田 英和	一般公募	
		山本 和則	美幌町都市計画審議会	～平成27年3月31日
教育部会		牧野 泰乗	美幌町PTA連合会	
		伊藤 善啓	美幌町体育協会	
	部会長	牛島 義蔵	美幌町文化連盟	
	副部会長	安井 俊司	美幌町青少年育成協議会	
		小田島 龍児	美幌町社会教育活動奨励員	
		木村 利昭	美幌町青年活動団体B-live	
		石澤 晋	一般公募	
		沖崎 寿和	一般公募	

第6期美幌町総合計画策定本部会議

部会名	氏名	備考	
本部長	平井 雄二	副町長(平成27年7月～) 総務部長(～平成27年6月)	
	染谷 良	副町長(～平成27年6月)	
副本部長	平野 浩司	教育長	
	広島 学	総務部長(平成27年7月～) 経済部長(～平成27年6月)	
本部長	藤原 豪二	民生部長	
	矢萩 浩	経済部長(平成27年7月～) 建設水道部長(～平成27年6月)	
	小西 守	建設水道部長(平成27年7月～) 選挙管理委員会事務局長(～平成27年6月)	
	植木 恒則	会計管理者	
	高木 恵一	教育部長	
	高崎 利明	議会事務局長	
	但馬 憲司	病院事務長(平成27年4月～)	
	大村 英則	病院事務長(～平成27年3月)	
	中村 敏文	広域事務組合事務局長	
	谷川 明弘	選挙管理委員会事務局長(平成27年7月～)	
	西 俊男	農業委員会事務局長	
	田村 圭一	総務主幹	
	小室 保男	財務主幹	
	事務局	那須 清二	総合計画主幹
		露口 哲也	まちづくり主幹
竹下 護		総合計画担当主査	
森久保 舞子		総合戦略担当主査(平成27年4月～)	
伊藤 寿		政策担当主査(平成27年7月～)	
遠藤 明		政策担当主査(～平成27年6月)	
小澤 泰希		政策担当	

09 施策（グループ別）

【総務部】

総務G	1-1 町民との協働によるまちづくり 1-6 地域の情報化の推進	1-2 持続可能な行財政システムの確立 1-7 防災体制の強化
財務G	1-2 持続可能な行財政システムの確立 4-4 住みやすく美しい市街地機能の向上	
まちづくりG	1-1 町民との協働によるまちづくり 1-3 国際・国内交流の推進 1-5 公共交通の充実 4-6 住宅環境の整備	1-2 持続可能な行財政システムの確立 1-4 地域の安全対策の充実 1-7 防災体制の強化

【民生部】

環境生活G	2-7 生活環境保全・緑化活動の推進 2-9 社会保障による支援	2-8 ごみ処理、リサイクルの推進
保健福祉G	2-1 地域福祉機能の充実 2-3 障がい者福祉の充実 2-5 保健予防対策の推進 4-2 除排雪体制の充実	2-2 高齢者福祉の充実 2-4 子育て支援の充実 2-6 地域医療体制の充実
児童支援G	2-3 障がい者福祉の充実	2-4 子育て支援の充実

【経済部】

農政G	3-2 農業の振興	3-6 観光の振興
耕地林務G	3-2 農業の振興 3-6 観光の振興	3-3 林業の振興 4-3 治山・治水対策の推進
商工観光G	1-3 国際・国内交流の推進 3-1 雇用の拡大、安定 3-5 商工業の振興 3-7 地域特産品の振興	1-5 公共交通の充実 3-4 新エネルギーの推進 3-6 観光の振興 3-8 消費者保護の充実

【建設水道部】

建設G	1-4 地域の安全対策の充実 4-2 除排雪体制の充実 4-4 住みやすく美しい市街地機能の向上 4-7 上下水道の整備	4-1 道路網の整備 4-3 治山・治水対策の推進 4-5 公園、緑地の整備
建築G	4-6 住宅環境の整備	
水道G	4-7 上下水道の整備	

【教育委員会】

学校教育G	5-1 幼稚園、学校教育の充実	
スポーツ振興G	5-5 スポーツの振興	
学校給食G	5-1 幼稚園、学校教育の充実	
社会教育G	2-2 高齢者福祉の充実 5-3 青少年の健全育成	5-2 生涯学習の充実 5-4 芸術、文化の振興
図書館G	5-2 生涯学習の充実	
博物館G	5-2 生涯学習の充実	5-4 芸術、文化の振興

【国保病院】

国保病院	2-6 地域医療体制の充実	
------	---------------	--

【消防】

広域組合	1-8 消防・救急体制の強化	2-7 生活環境保全・緑化活動の推進
------	----------------	--------------------